



三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

お客さま各位

ひろぎんファンドラップサービス [M Y GOALS]

「投資一任契約 契約締結前交付書面」・「投資一任契約約款」改定について

2024年7月1日付けでひろぎんファンドラップサービス [M Y GOALS] の「投資一任契約 契約締結前交付書面」ならびに「投資一任契約約款」の一部改定を行います。

本改定は、ひろぎんファンドラップサービス [M Y GOALS] で**非課税口座（NISA口座、以下同じ）の利用が可能**となることに伴い、「投資一任契約 契約締結前交付書面」ならびに「投資一任契約約款」の所要の改定を行うほか、その他の軽微な改定を行うものです。お客さまにおかれましては特段の手続きの必要はございません。

■ 主な改定内容

- (1) ひろぎんファンドラップサービス [M Y GOALS] でNISA口座を利用する場合は、ひろぎんファンドラップサービス [M Y GOALS] のお申込と同時にNISA口座利用のお申し出の必要があること。（※）
- (2) 買付はNISA口座を優先、売付は課税口座を優先とし、NISA口座、課税口座それぞれの区分における残高が定時定額引出金額の1.5倍、減額のお申し出による売付の際に1.25倍に満たない場合には、お申し出金額に関わらず区分の全額が解約となること。
- (3) お客さまのご都合によるNISA口座の利用の取りやめやNISA口座から課税口座への移管をお受けできないこと。
- (4) 組入れ証券投資信託が成長投資枠の対象外となった場合はNISA口座での買付を行わないこと、ならびにその他の非課税口座取扱いに関することは口座管理機関（広島銀行）の定めるところによること。

■ 効力発生日

2024年7月1日

詳細については、「投資一任契約 契約締結前交付書面」および「投資一任契約約款」（新旧対照表）をご確認ください。

以上

※ 既契約の投資一任契約をNISA口座利用に変更することはできませんのでご了承ください。

(新)	(旧)
投資一任契約 契約締結前交付書面 (現行どおり) 5. 投資一任契約に係る事項 (1) 当社がお客さまに対して提供すべき投資一任契約に係るサービスの内容は次のとおりとします。 ①お客さまにより付与された権限に基づき、契約資産の運用および運用に伴う有価証券の売買その他の取引を行うこと。 ②契約資産の運用状況について、法令の定めるところに従い定期的に報告（運用報告書を3ヵ月ごとに交付）すること。 ③別途定めるとおり、お客さまの資産運用計画の実行と目標の実現のための継続的なアフターフォローを提供すること。 (2) 契約金額 本契約に定める契約資産を構成する当初運用金額、(3)「積立投資」ならびに(4)「定時定額引出」の金額（以下それぞれの金額を「契約金額」といいます。）は、別紙細則に定めるものとします。また、各契約金額の単位は次のとおりとします。ただし、提携金融機関等によっては、各契約金額の最低単位が異なる場合があります、その場合には別途書面を交付します。 ①当初運用金額 100万円以上1円単位 ②月次積立金額 1万円以上1円単位 ③ボーナス時積立金額 1万円以上1円単位 ④定時定額引出金額 1万円以上1円単位 お客さまは、当初運用金額、月次積立金額、およびボーナス時積立金額を別紙細則に定めるお客さまの口座の口座管理金融機関がそれぞれ指定する日までにお客さまの振替用指定預金口座に入金するものとします。お客さまは、別に定める手続きにより契約金額を変更できるものとします。 (3) 積立投資 お客さまは、本契約において定期的に定額の積立を行うサービス（以下「積立」といいます。）	投資一任契約 契約締結前交付書面 (略) 5. 投資一任契約に係る事項 (1) 当社がお客さまに対して提供すべき投資一任契約に係るサービスの内容は次のとおりとします。 ①お客さまにより付与された権限に基づき、契約資産の運用および運用に伴う有価証券の売買その他の取引を行うこと。 ②契約資産の運用状況について、法令の定めるところに従い定期的に報告（運用報告書を3ヵ月ごとに交付）すること。 ③別途定めるとおり、お客さまの資産運用計画の実行と目標の実現のための継続的なアフターフォローを提供すること。 (2) 契約金額 本契約に定める契約資産の額（一括投資）、(3)「積立投資」ならびに(4)「定時定額引出契約」の額は、別紙細則に定めるものとします。また、各契約金額の単位は次のとおりとします。ただし、提携金融機関等によっては、各契約金額の最低単位が異なる場合があります、その場合には別途書面を交付します。 ①一括投資 100万円以上1円単位 ②積立投資 1万円以上1円単位 ③ボーナス時積立 1万円以上1円単位 ④定時定額引出 1万円以上1円単位 お客さまは、契約金額を別紙細則に定めるお客さまの口座の口座管理金融機関が定める日までにお客さまの口座に入金するものとします。お客さまは、別に定める手続きにより契約金額を変更できるものとします。 (3) 積立投資 お客さまは、本契約において定期的に定額の積立を行うサービス（以下「積立」といいます。）

を申し込めるものとします。月次積立金額と積立開始年月、積立終了年月、およびボーナス時積立金額、ボーナス時積立金額を追加するボーナス月は、別紙細則に定めるものとします。当社は、月次積立金額およびボーナス時積立金額に相当する証券投資信託を金額指定で買付けるものとします。

(4) 定時定額引出

お客さまは、本契約において定期的に定額の引出しを行うサービス（以下「定時定額引出」といいます。）を申し込めるものとします。定時定額引出の金額および頻度ならびに開始年月は、別紙細則に定めるものとします。当社は、定時定額引出金額に相当する証券投資信託を定時定額引出頻度に従って金額指定で売付けるものとします。

当社は、定時定額引出を別紙細則に定める運用終了予定日の前月まで行います。

お客さまの運用残高が定時定額引出金額の1.5倍に満たなくなった場合には、運用残高全額を解約し投資一任契約は終了されるものとします。

- (5) 投資一任契約に基づく投資一任取引による組入れ証券投資信託は、お客さまの口座で保有するものとします。また、組入れ証券投資信託の保有残高は、お客さまの口座で管理されるものとします。なお、契約時のお客さまのお申し出による非課税口座（NISA 口座）の利用は、次によるほかお客さまの口座の口座管理金融機関の定めるところによります。

①買付けは非課税口座（NISA 口座）を優先、売付け（換金）については課税口座を優先します。なお、非課税口座（NISA 口座）、課税口座それぞれの区分における運用残高が定時定額引出金額の1.5倍に満たなくなった場合、または契約金額の減額の申し出に際しその変更契約運用開始日前の運用残高が減額金額の1.25倍に満たなくなった場合には、その区分の全額を解約いたします。

②組入れ証券投資信託が非課税口座（NISA 口座）成長投資枠の対象外となった場合は、

を申し込めるものとします。月次積立金額と積立開始年月、積立終了年月、およびボーナス時積立金額、ボーナス時積立金額を追加するボーナス月は、別紙細則に定めるものとします。当社は、月次積立金額およびボーナス時積立金額に相当する証券投資信託を金額指定で買付けるものとします。

(4) 定時定額引出

お客さまは、本契約において定期的に定額の引出しを行うサービス（以下「定時定額引出」といいます。）を申し込めるものとします。定時定額引出の金額および頻度ならびに開始年月は、別紙細則に定めるものとします。当社は、定時定額引出金額に相当する証券投資信託を定時定額引出頻度に従って金額指定で売付けるものとします。

当社は、定時定額引出を別紙細則に定める運用終了予定日の前月まで行います。

お客さまの運用残高が定時定額引出金額の1.5倍に満たなくなった場合には、運用残高全額を解約し投資一任契約は終了されるものとします。

- (5) 投資一任契約に基づく投資一任取引による組入れ証券投資信託は、お客さまの口座で保有するものとします。また、組入れ証券投資信託の保有残高は、お客さまの口座で管理されるものとします。

非課税口座 (NISA 口座) での買付けは行いません。

- ③お客さまの都合による非課税口座 (NISA 口座) の利用を取りやめや非課税口座 (NISA 口座) から課税口座への移管はお受けできません。

(現行どおり)

6. 租税の概要

投資一任取引で投資対象とする証券投資信託等の税制が適用され、個人のお客さまに対する課税は、以下となります。

- (1) 証券投資信託の普通分配金は、配当所得として課税されます。
- (2) 証券投資信託の解約・償還差益および買取請求による譲渡益は、上場株式等の譲渡と同様に譲渡所得として取り扱われます。

お客さまの口座において租税特別措置法第9条の8および同法第37条の14の規定の適用を受ける非課税口座 (NISA 口座) が開設されている場合で、本契約お申込みと同時に同口座の利用を申し出た場合、年間投資枠および非課税保有限度額 (総枠) の範囲内で、お客さまの口座の口座管理金融機関が定めるところにより、上記 (1) および (2) の課税について非課税の特例の適用を受けることができます。

(現行どおり)

9. 外部監査の対象および結果の概要

- (1) 財務諸表監査の有無 : 有
- (2) 財務諸表監査の概要

- ①監査人の名称 : 有限責任 あずさ監査法人
- ②財務諸表監査の対象事業年度 : 第39期 (2023年4月1日から2024年3月31日)
- ③監査意見の類型 :
- (i) (連結) 会社法第444条第4項に基づく
会計監査人監査 : 無限定適正意見
- (ii) (単体) 会社法第436条第2項第1号に基づく
会計監査人監査 : 無限定適正意見

(略)

6. 租税の概要

お客さまの口座が課税口座である場合は、投資一任取引で投資対象とする証券投資信託等の税制が適用され、個人のお客さまに対する課税は、以下となります。

- (1) 証券投資信託の普通分配金は、配当所得として課税されます。
- (2) 証券投資信託の解約・償還差益および買取請求による譲渡益は、上場株式等の譲渡と同様に譲渡所得として取り扱われます。

(略)

9. 外部監査の対象および結果の概要

- (1) 財務諸表監査の有無 : 有
- (2) 財務諸表監査の概要

- ①監査人の名称 : 有限責任 あずさ監査法人
- ②財務諸表監査の対象事業年度 : 第38期 (2022年4月1日から2023年3月31日)
- ③監査意見の類型 :
- (i) (連結) 会社法第444条第4項に基づく
会計監査人監査 : 無限定適正意見
- (ii) (単体) 会社法第436条第2項第1号に基づく
会計監査人監査 : 無限定適正意見

(iii) 金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に基づく財務諸表監査 : 無限定適正意見 (3) 財務報告に係る内部統制の監査の有無 : 無 (4) 受託業務に係る内部統制の保証業務の有無 : 有 (5) グローバル投資パフォーマンス基準準拠に係る検証の有無 : 有 以上 2023 年 5 月 29 日制定 2023 年 6 月 29 日改定 2024 年 2 月 27 日改定 2024 年 7 月 1 日改定	(iii) 金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に基づく財務諸表監査 : 無限定適正意見 (3) 財務報告に係る内部統制の監査の有無 : 無 (4) 受託業務に係る内部統制の保証業務の有無 : 有 (5) グローバル投資パフォーマンス基準準拠に係る検証の有無 : 有 以上 2023 年 5 月 29 日制定 2023 年 6 月 29 日改定 2024 年 2 月 27 日改定
--	---

(新)	(旧)
投資一任契約約款 (現行どおり) 第7条 (契約金額) 本契約に定める 契約資産を構成する当初運用金額、次条の積立投資ならびに第9条の定時定額引出の金額 (以下それぞれの金額を「契約金額」といいます。)は、別紙細則に定めるものとします。 2. 各契約金額の単位は次のとおりとします。ただし、提携金融機関等によっては、各契約金額の最低単位が異なる場合があります、その場合には別途書面を交付します。 (1) 当初運用金額 100 万円以上 1 円単位 (2) 月次積立金額 1 万円以上 1 円単位 (3) ボーナス時積立金額 1 万円以上 1 円単位 (4) 定時定額引出金額 1 万円以上 1 円単位 3. お客さまは、当初運用金額、月次積立金額、およびボーナス時積立金額を別紙細則に定めるお客さまの口座の口座管理金融機関がそれぞれ指定する日までにお客さまの振替用指定預金口座に入金するものとします。 第8条 (積立投資) お客さまは、本契約において定期的に定額の積立を行うサービス (以下「積立」といいます。)を申し込めるものとします。 2. 月次積立金額と積立開始年月、積立終了年月、およびボーナス時積立金額、ボーナス時積立金額を追加するボーナス月は、別紙細則に定めるものとします。 3. 当社は、月次積立金額およびボーナス時積立金額に相当する証券投資信託を金額指定で買付けるものとします。 第9条 (定時定額引出) お客さまは、本契約において定期的に定額の引出しを行うサービス (以下「定時定額引出」と	投資一任契約約款 (略) 第7条 (契約金額) 本契約に定める契約資産 (一括投資)、次条の積立投資ならびに第9条の定時定額引出契約の額は、別紙細則に定めるものとします。 2. 各契約金額の単位は次のとおりとします。ただし、提携金融機関等によっては、各契約金額の最低単位が異なる場合があります、その場合には別途書面を交付します。 (1) 一括投資 100 万円以上 1 円単位 (2) 積立投資 1 万円以上 1 円単位 (3) ボーナス時積立 1 万円以上 1 円単位 (4) 定時定額引出 1 万円以上 1 円単位 3. お客さまは、契約金額を別紙細則に定めるお客さまの口座の口座管理金融機関が定める日までにお客さまの口座に入金するものとします。 第8条 (積立投資) お客さまは、本契約において定期的に定額の積立を行うサービス (以下「積立」といいます。)を申し込めるものとします。 2. 月次積立金額と積立開始年月、積立終了年月、およびボーナス時積立金額、ボーナス時積立金額を追加するボーナス月は、別紙細則に定めるものとします。 3. 当社は、月次積立金額およびボーナス時積立金額に相当する証券投資信託を金額指定で買付けるものとします。 第9条 (定時定額引出) お客さまは、本契約において定期的に定額の引出しを行うサービス (以下「定時定額引出」と

います。)を申し込めるものとします。

2. 定時定額引出の金額および頻度(毎月、偶数月、奇数月のいずれかをご選択いただきます。)ならびに開始年月は、別紙細則に定めるものとします。
3. 当社は、定時定額引出金額に相当する証券投資信託を定時定額引出頻度に従って金額指定で売付けるものとします。
4. 当社は、定時定額引出を別紙細則に定める運用終了予定日の前月まで行います。
5. お客様の運用残高が定時定額引出金額の 1.5 倍に満たなくなった場合には、運用残高全額を解約し本契約は終了されるものとします。

第 10 条 (証券投資信託の口座)

本契約に基づく投資一任取引による組入れ証券投資信託(以下「組入れ証券投資信託」といいます。)は、別紙細則に定めるお客様の口座で管理されるものとします。

2. お客様が別紙細則に定めるお客様の口座の口座管理金融機関において租税特別措置法第 9 条の 8 及び同法第 37 条の 14 に規定の適用を受ける非課税口座(NISA 口座)が開設されている場合で、同口座の利用を希望する場合には、本契約お申込みと同時にその利用を申し出るものとします。なお、以下で定める以外の同口座利用に関する詳細については口座管理金融機関の定めるところによるものとします。

(1) 買付けは非課税口座(NISA 口座)を優先、売付け(換金)については課税口座を優先とします。なお、非課税口座(NISA 口座)利用の場合の前条第 5 項ならびに次条第 1 号に定める運用残高は課税口座、非課税口座(NISA 口座)それぞれの区分で判定することとし、該当した場合には区分ごとで全額を解約いたします。

(2) 組入れ証券投資信託が非課税口座(NISA 口座)成長投資枠の対象外となった場合は、非課税口座(NISA 口座)での買付けは行いません。

(3) お客様の都合による非課税口座(NISA 口座)の利用の取りやめや非課税口座(NISA

います。)を申し込めるものとします。

2. 定時定額引出の金額および頻度(毎月、偶数月、奇数月のいずれかをご選択いただきます。)ならびに開始年月は、別紙細則に定めるものとします。
3. 当社は、定時定額引出金額に相当する証券投資信託を定時定額引出頻度に従って金額指定で売付けるものとします。
4. 当社は、定時定額引出を別紙細則に定める運用終了予定日の前月まで行います。
5. お客様の運用残高が定時定額引出金額の 1.5 倍に満たなくなった場合には、運用残高全額を解約し本契約は終了されるものとします。

第 10 条 (証券投資信託の口座)

本契約に基づく投資一任取引による組入れ証券投資信託(以下「組入れ証券投資信託」といいます。)は、別紙細則に定めるお客様の口座で管理されるものとします。

口座) から課税口座への移管はお受けできません。

第 11 条 (契約内容の変更)

お客さまは、契約金額 (増額、減額、月次積立金額、ボーナス時積立金額、定時定額引出金額)、積立開始年月、積立終了年月、ボーナス月、定時定額引出開始年月、定時定額引出終了年月、定時定額引出頻度、運用終了予定年月および運用レベルにつき、当社所定の方法で変更することができます。

(1) 契約金額の変更 (増額・減額)

お客さまが申し出る変更内容が契約金額の増額または減額の場合、変更契約の運用開始日は原則として変更契約締結日から起算して 6 営業日以降の日とします。

なお減額については、変更契約の運用開始日前における運用残高が減額金額の 1.25 倍に満たなくなった場合には、運用残高全額を解約し本契約は終了されるものとします。

(2) 契約金額の変更 (月次積立金額・ボーナス時積立金額)

お客さまが申し出る変更内容が月次積立金額ならびにボーナス時積立金額の場合は、変更契約締結日の翌月の 23 日より当該変更を実施 (23 日が休日の場合は翌営業日) するものとします。

(3) 定時定額引出金額の変更

お客さまが申し出る変更内容が定時定額引出金額の場合は、変更契約締結日の翌月の 7 日より当該変更を実施 (7 日が休日の場合は翌営業日) するものとします。

(4) 運用レベルの変更

お客さまが申し出る変更内容が運用レベルの変更の場合は、別紙細則記載の運用開始日の属する月から申し込めるものとし、変更契約締結日の翌月の 7 日を契約変更の効力発生日とし当該変更を実施 (7 日が休日の場合は翌営業日) するものとします。

(5) 契約変更について制約がある場合

契約内容の変更は、当該変更に係る手続が

第 11 条 (契約内容の変更)

お客さまは、契約金額 (増額、減額、月次積立金額、ボーナス時積立金額、定時定額引出金額)、積立開始年月、積立終了年月、ボーナス月、定時定額引出開始年月、定時定額引出終了年月、定時定額引出頻度、運用終了予定年月および運用レベルにつき、当社所定の方法で変更することができます。

(1) 契約金額の変更 (増額・減額)

お客さまが申し出る変更内容が契約金額の増額または減額の場合、変更契約の運用開始日は原則として変更契約締結日から起算して 6 営業日以降の日とします。

(2) 契約金額の変更 (月次積立金額・ボーナス時積立金額)

お客さまが申し出る変更内容が月次積立金額ならびにボーナス時積立金額の場合は、変更契約締結日の翌月の 23 日より当該変更を実施 (23 日が休日の場合は翌営業日) するものとします。

(3) 定時定額引出金額の変更

お客さまが申し出る変更内容が定時定額引出金額の場合は、変更契約締結日の翌月の 7 日より当該変更を実施 (7 日が休日の場合は翌営業日) するものとします。

(4) 運用レベルの変更

お客さまが申し出る変更内容が運用レベルの変更の場合は、別紙細則記載の運用開始日の属する月から申し込めるものとし、変更契約締結日の翌月の 7 日を契約変更の効力発生日とし当該変更を実施 (7 日が休日の場合は翌営業日) するものとします。

(5) 契約変更について制約がある場合

契約内容の変更は、当該変更に係る手続が

完了するまで、更なる契約の変更はできないものとします。また、同じ証券投資信託が組入れられている他の契約がある場合、売付けと買付けが同時となるようなタイミングでの契約の追加や変更の申込はできないものとし、複数の契約の追加や変更は同時に申込みを行うことが必要となります。

(6) 当社による契約の変更

法令の変更、監督官庁の指示があった場合、または当社が必要と認める場合は、当社は本契約を変更できるものとします。ただし、当社が本契約の変更を行うとき、当社は、変更内容および変更期日についてあらかじめお客さまに対して通知するものとします。

(以下 現行どおり)

以上

2023 年 5 月 29 日制定
2024 年 7 月 1 日改定

完了するまで、更なる契約の変更はできないものとします。また、同じ証券投資信託が組入れられている他の契約がある場合、売付けと買付けが同時となるようなタイミングでの契約の追加や変更の申込はできないものとし、複数の契約の追加や変更は同時に申込みを行うことが必要となります。

(6) 当社による契約の変更

法令の変更、監督官庁の指示があった場合、または当社が必要と認める場合は、当社は本契約を変更できるものとします。ただし、当社が本契約の変更を行うとき、当社は、変更内容および変更期日についてあらかじめお客さまに対して通知するものとします。

(略)

以上

2023 年 5 月 29 日制定